

〈論文〉

大学教職課程科目「商業科教育法」における指導法の考察

－実践的指導力の基礎づくりを目指して－

別所 正一*

Methods in Commercial Education for a College-level Teacher Training Course
－ Creating a Foundation for Practical Leadership Qualities －

Shoichi BESSHO*

要旨

本論では、「商業科教育法」の指導内容から、新たな視点で実践的指導力を有する商業科教員の養成について、次の2点を柱として論考した。

第1の柱は、北海道公立高等学校商業科教員の現状と課題の把握をとおして、これから求められる実践的指導力とは何かを明らかにした。第2の柱は、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）に基づき指導していく上で、大学教職課程における、実践的指導力の基盤をつくるための指導法を考察した。

Abstract

This paper outlines a new way of fostering practical leadership qualities among in-service teachers at the college level. The discussion is based on the contents of existing methods of commercial education. First, practical leadership qualities required for the future are clarified through an analysis of the status and issues of high school teachers of commerce in Hokkaido. Second, a new method of laying the foundations for practical leadership qualities in the teacher training course is proposed, in compliance with the high school curriculum guidelines set forth by the Japanese Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) in March 2018.

キーワード

高等学校学習指導要領 (MEXT course of study: high school curriculum guidelines) 教育課程 (curriculum) 商業科教育法 (commercial education law education methods) カリキュラム・マネジメント (curriculum management) キャリア教育 (career education)

*北海道情報大学経営情報学部システム情報学科特任講師, Specially Appointed Lecturer, Department of Business and Information Systems, HIU

1. 問題の所在

文部科学省(以下、「文科省」という。)は、2018(平成30)年3月新しい高等学校学習指導要領(以下、「新要領」という。)を告示した。高等学校(以下、「高校」という。)では、2022(令和4)年から学年進行で実施される。

今後は大学でも、教職課程科目「商業科教育法」を選択する学生は新要領の内容で履修する。

商業科教育法Ⅰの講義・演習では、新要領で編成された各高等学校の教育課程を研究教材に、カリキュラム・マネジメントの手法にも理解を深める。さらに、新要領解説商業編にある分野構成を下に、マーケティング分野、マネジメント分野、会計分野、ビジネス情報分野から教科指導で要となる教材開発を進め授業改善を図る。同時に、「指導と評価の一体化」から、観点別の学習状況の評価(以下、「観点別評価」という。)について研究を進める。

商業科教育法Ⅱの講義・演習では、学習指導案の作成と改善、関係科目群のシラバスや授業評価シート作成、年間学習指導計画の立案、商業科目と各種資格検定との関連性や位置付けも商業に関する学科設置校のデータとしてまとめ研究する。新要領の趣旨を踏まえ教科指導の一考察として新たな授業展開や指導方法も研究対象とする。

商業科教育法を履修する学生の指導ポイントは、新要領総則とともに解説商業編の目標や指導内容を精通し理解させ、新たな教科指導として実践することが求められる。

仮に、2021(令和3)年度から商業科教員として採用された場合、教科指導を現行の2009(平成21)年3月高等学校学習指導要領(以下、「現要領」という。)と新要領を学年進行で行うことになる。教職課程を履修している学生には、現要領の商業関連科目

の授業研究と教材開発も必要となる。加えて、新たな視点から新要領による実践的指導方法を取り入れた授業展開をすることになる。

大学の教職課程科目「商業科教育法」では、商業を学ぶ生徒に主体的に思考力、判断力、表現力を培うための授業改善や教材開発も研究対象となる。

今後の大学における「商業科教育法」の指導においては、新要領改訂の趣旨を踏まえ、講義内容を再構築し系統的で実践的指導力を育成するための更なる改善とその実施が求められている。

2. 研究の方法と目的

本研究では、北海道の私立大学(通信教育部は除く)における教科「商業」の高等学校教員免許状取得を目指す教職課程選択履修状況と、道内公立高校の商業科教員の現状の把握と分析をとおして、背景にある課題を明らかにするとともに、その解決策について考察する。

解決への糸口として、目標とする商業科教員像を明確化するために、新要領による「指導と評価の一体化」、商業科教育法で学ぶ教科指導と授業改善、生徒指導についての実践的指導力の在り方を考察する。

加えて、キャリア教育の視点から教職課程における効果的な指導の在り方を探る。特に教職課程の選択履修に向けた指導の充実と、実践的な教育実習の指導の在り方に絞り提言をまとめる。

本研究の目的は、次のとおりである。

第1は、北海道公立高等学校商業科教員の現状と課題の把握をとおして、今後求められる実践的指導力について考察する。

第2は、高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)に基づき指導していく上で、大学教職課程において、実践的指導力の基

盤をつくる指導法について考察する。

3. 商業科教員の養成の現状と今後の展望

3-1 全国の大学・短期大学進学率

全国の大学・短期大学進学率は、文科省学校基本調査（2020）によると58.6%（前年度58.1%）で過去最高の結果と公表された。男女別の集計では、女子の割合が45.5%（前年度45.4%）で年々上昇傾向にある。

主な増加要因としては、国内の経済活動が安定していることから、学歴ニーズやモラトリアムを支える社会基盤の豊かさが保持されていること、大学及び短期大学卒業後の就職状況が好調であり、就職先がある程度見通せること、進学によって、学生の希望する就職先や職種に必要とする知識・技術・情報が得られること、これからの知識基盤社会を見据えて、学生や保護者の意識が社会人となってからも最新で高度な専門分野の知識や技術の習得を目指し大学院で学び直すリカレント教育など生涯学習への意欲も高まっていることなどが考えられる。

学校基本調査（2020）の数値結果からは、進学率は上昇傾向であるが、少子化の影響もあり進学者総数は年々減少傾向にあることが読み取れる。今後は、進学者総数の減少により多くの大学・短期大学では、定員確保も厳しい時代となると予想できる。

さらに、2019年末から新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な感染拡大から、国内でも生活環境や社会情勢が一変し、過去の進路データ分析では予測不能となり、学修環境の提供や就業状況の著しい変化も予想される。

今後の学生確保対策では、受験生に対して自大学の教育理念、専門研究分野のカリキュラムと教員組織、高度な資格取得、専門研究を活かせる就業企業先の確保等から特

色や魅力などを簡潔で明瞭に提示することによって、他大学等との差別化を図っていくことがさらに重要となる。

3-2 教員採用候補者選考検査と教科「商業」に係わる教職課程履修状況

北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）主催の2019（平成31）年度から2021（令和3）年度実施の北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査（以下、「本選考」という。）の結果とともに、2018（平成30）年度北海道高等学校長協会商業部会（以下、「商業部会」という。）で実施した道内私立大学の教科「商業」高等学校教員免許状取得を目指す教職課程選択履修状況の聞き取り調査（2018b）（以下、「聞き取り調査」という。）結果から具体的な課題を考察する。

第1に、本選考（2019～2021）結果からは、受検者数の減少問題を検討する。

本選考の過去3年間の登録状況を表1にまとめたところ、受検者、毎年約300名ずつ減少していることが分かった。

表1 過去3年間の登録状況の推移

項目\採用年度	2021年度	2020年度	2019年度
受 検 数	4,481	4,805	5,199
登 録 者 数	1,653	1,937	1,494
受 検 倍 率	2.7	2.5	3.5

出典：北海道教育庁総務政策局教職員課

この受検者の減少は、新採用後の勤務状況等の要因が考えられる。

かつてから教員の勤務状況は、過疎地勤務・就業環境の複雑さ・時間外勤務の増加などが新採用教員に限らず問題視されてきた。特に新採用教員は、初任地や学校規模を選択できないことから、遠隔地域での長年勤務と生活環境も考えて受検を避ける状況が見受けられる。さらに、日々の勤務内容（担

任業務、生徒指導、教科指導、部活動指導、分掌業務など)では、新採用教員にとって時間的制約が過酷なことや異年齢間の職場内コミュニケーションの難しさから孤立感や不安感が増し就業を敬遠する要因となっている。

今後は、学級数の削減、学校の統廃合による再編や大量退職による再任用教員の増加から職場内の高齢化、新採用教員の登録者数の不確定などから受検者数減少問題は、さらに深刻化すると推察する。

大学では問題解決に向けて、教職課程を選択する学生数の増加を図るとともに、履修学生の学校ボランティア等の実習の機会を増やすなど早めに教育現場を知る体験をとおして対策を講じる必要がある。

第2に、本選考(2019～2021)の受検区分「高等学校教諭商業」の過去6年間の登録者数結果とともに、商業部会で実施した聞き取り調査(2018b)の報告から、教科「商業」の現状を分析し課題について考察する。

聞き取り調査の結果は、北海道高等学校商業研究集会商業部会長報告(2018c)とともに、全国商業高等学校長協会(2019)「全商會報」に「道内各私立大学では、教科「商業」の教員免許状取得を目指し教職課程を選択履修する学生数が一桁台に推移している。履修学生の減少は、今後の商業科教員の養成と確保が喫緊の課題となり解決への取り組みが急務である」と課題提起としての記述がある(同掲書、p.24)。

現状の分析として、本選考(2019～2021)受検区分「高等学校教諭商業」結果から、年度別に商業科教員登録者数を表2にまとめた。分析の概要として、受検者数に微減傾向にあるが、大きな変動は見られない。受検倍率は、道教委の年度によって登録者数の増減が見られることから前年度との参考比較数値にならない。また、受検者や登録者の内訳からは、既卒者(期限付教諭・時間講師他)と新卒者別の人数は未公表であることから、

聞き取り調査報告から教職課程の履修学生数を読み取ると、新卒受検者は減少傾向にあると推察する。

表2 商業教員登録者数(札幌市は除く)

項目\採用年度	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
受検者数	48	49	42	55	54	62
登録者数	1	15	19	27	14	4
受検倍率	48.0	3.3	2.2	2.0	3.9	15.5

出典：北海道教育庁総務政策局教職員課

道教委では、本選考の受検者数減少傾向への対策と思われる本選考実施要領の内容を変更している。一例に、2017(平成29)年度本選考実施要領からは、教員採用年齢の引き上げや北海道公立学校教員採用候補者特別選考検査(以下、特別選考)などを設け実施している。特別選考では、道内公立学校で期限付教諭として24ヶ月以上勤務実績を有するなどの要件を満たせば、本選考(一般選考)と併願で特別選考に出願でき一次試験が免除される。このことから、長年、期限付教諭として働き、実践的指導力を高めつつも一次試験の準備に時間をさけず苦杯をなめてきた者に正規採用のチャンスが高まったことになる。加えて、大学での教職課程履修学生への指導にも影響を与え、「三年間、期限付教諭で学校勤務を続けることで正規採用の道が開けるから、教職希望であれば、現役で不採用であっても期限付教諭で頑張ってはどうか」との助言ができるようになったのである。

3-3 道内公立高等学校商業科教員の年齢構成

道内公立高校の商業科教員について、商業部会が実施した2018(平成30)年度北海道公立高等学校商業科目担当教員(校長・副校長・教頭・指導主事を除く)年齢別調査(以下、「年齢別調査」という。)の結果から

現状の分析と今後の課題を考察する。商業部会集約による年齢別調査（2018a）の結果を表3にまとめた。

年齢構成割合は、23歳～34歳 8.5%、35歳～39歳 9.8%、40歳～44歳 20.7%、45歳～55歳 44.3%、55歳以降は 14.1%、60歳代は再任用も含め 2.6%となっている。

特に、45～55歳の教員が44%以上を占め高齢化が顕著であり、今後数年で経験豊富な教員の大量退職を迎えることになる。

表3 年齢別調査（2018年度）結果

年齢\職名	主幹教諭	教諭	実習助手等*1	再任用	期限付教諭等*2
～24	0	11	2	0	2
25～29	0	15	3	0	2
30～34	0	18	4	0	5
35～39	0	49	7	0	3
40～44	1	95	4	0	2
45～49	2	116	20	0	2
50～54	2	99	5	0	0
55～	0	78	8	0	1
61～	0	0	0	9	0
計	5	481	53	9	17
平均年齢	47.8	46.1	44.2	-	35.2

*1：実習担当教諭，実習助手，指導実習助手の合計

*2：期限付教諭，常勤講師，時間講師の合計

出典：北海道高等学校長協会商業部会

年齢別調査結果を踏まえた長期的な課題として、経験豊富な商業科教員の大量退職からは、今後の学校教育力や専門教科の指導力低下に繋がると思われる。その結果、学校間や地域別で教員年齢構成の歪みは、学校教育力にも多大な影響を及ぼすと推察する。

例えば、地域別教員年齢構成から、都市部に教員の高齢化傾向が著しく、年度別に地域ごとの退職者数の推移が読み取れる。従前の教員配置からは、地方の小規模校で経験豊富な中堅教員が都市部への異動し、後任には、新採用教員の配置が顕著で、経験豊富な教員配置は希である。地域の学校としての使命である有為な人材を育成する学校

教育力の低下は、長期的に地域経済や産業構造の変化に様々な影響を与える。学校教育力を維持するための優秀で教科指導力のある商業科教員の育成には、膨大な時間を要する。

今後も、大学での教職課程の指導では、北海道公立高等学校の商業科教員退職者数と新採用教員の採用予定数のバランスを捉えながら、実践的指導力のある商業科教員の養成に努めなければならない。

3-4 少子化問題の影響

少子化による就学児童生徒数減少問題からは、道教委集約の公立学校配置計画案から商業に関する学科設置状況の推移を分析し将来的な展望を考察する。

北海道も、就学児童生徒の減少で公立小・中・高校の学校数も大きく変化している。

文科省「廃校施設等活用状況実態調査」（2018a）の結果からは、2002～2017年度の道内公立小・中・高校の廃校数は760校で、全国1位の減少数となっていることが読み取れる（同掲書，p.3）。

北海道教育庁学校教育局高校教育課（以下、「高校教育課」という。）では、毎年6月に公立高等学校配置計画案（以下、「計画案」という。）を公開している。

計画案（2020）の策定の考え方は、「地域別に公立高等学校の入学予定者数値を見通して学校配置や規模の適正化を進めている」と示している（同掲書，p.1）。

過去10年間の計画案の数値から、道内公立高校の商業に関する学科設置状況（全定・札幌市除く）の学校数や生徒在籍数の推移を調査し表4にまとめた。

道内公立高校の商業に関する学科設置校は、30年前に最大52校を数えていたが、2021年度に31校となった。

また、高校教育課が公開している「公立高等学校入学者選抜状況報告書」（2011～2020）

の結果からも、全学科のうち商業科への充足率は過去10年以上0.8～0.9倍と推移し、入学定員割れから学校統廃合や学級減、学科再編が進んでいる。

今後の再編状況によっては、教員の退職者数とともに教員採用にも大きく影響することから、情報収集や分析を進めていく必要がある。

表4 商業に関する学科設置状況の推移

項目 \ 年度	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
学 校 数	31	31	31	31	31
定 員	2,880	2,960	3,000	3,040	3,040
在籍数(1年生)	2,305	2,341	2,421	2,577	2,592
充 足 率	0.80	0.79	0.81	0.85	0.85

項目 \ 年度	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
学 校 数	31	32	32	33	34
定 員	3,120	3,240	3,240	3,320	3,400
在籍数(1年生)	2,691	2,768	2,882	2,915	2,986
充 足 率	0.86	0.85	0.89	0.88	0.88

出典：北海道教育庁学校教育局高校教育課

高等学校の商業科教員を目指す学生への指導として学校存続へ各校の積極的な取組成果を調査研究させ、学校課題への解決方策を考えさせることも重要である。

例えば、道内公立高等学校の商業に関する学科設置校の学校存続への取組では、地域ごとに多様で抜本的な解決は難しく、入学生確保の方策として地域からの就学支援を受けている状況もある。取組校では、地域の学校として短期・長期的教育計画の下、特色ある教育活動を推進し発信している。

直近では、地域活性化をテーマに生徒が商業教育で学んだ成果を実学として体験発表する機会を設けている。具体的には、地域共催で空き店舗を利用して、特産物を原料にした商品開発や特産品を仕入れ販売会開催を実施している。小・中学校との校種間連

携として上級学校訪問の受入や部活動交流、商業高校生による公開授業・出前授業も開催している。

入学者募集では、体験入学やオープンキャンパスの開催を複数回実施するなど商業教育への周知理解に積極的に取り組んでいる。また、大学進学率の向上から、高大連携の推進し専門科目の履修から単位認定や共同研究も進めている学校も増加している。

商業科教育法の講義テーマとして、学校存続問題を取り上げて実効性のある解決法を探ることは難しいが、学校課題の視点を育むことにねらって、効果的な入学生募集や商業教育の魅力について考えさせることは学校組織マネジメントへの手法を学ぶ動機付けに繋がる。

4 実践的指導力の基盤をつくるための指導法の考察

4-1 「指導と評価の一体化」への理解

文科省では「指導と評価の一体化」の意味について、次のように記述している(文科省2005)。

学校においては、計画、実践、評価という一連の活動が繰り返されながら、児童生徒のよりよい成長を目指した指導が展開されています。すなわち、指導と評価とは別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要です。このことを「指導と評価の一体化」と言います。このような「指導と評価の一体化」を進めるためには、評価活動を評価のための評価に終わらせることなく、指導の改善に生かすことによって指導の質を高めることが一層重要となります。また、学習の評価を、日

常的に、通信簿や面談などを通じて、児童生徒や保護者に十分説明し、児童生徒や保護者と共有することなども大切です。

この内容の理解を深めるために、以下の観点からの指導法が考えられる。

(1) 学習活動の立案

実際の授業における学習活動は、学習指導案にある導入・展開・まとめの授業計画から、授業の展開においてクラス集団や生徒個々の学習レベルが随時変化することを念頭に立案することが求められる。

学習活動の目的は、適切な学習指導と学習支援を柔軟に取り入れながら生徒の理解力を深め自主的に学ぶ姿勢を身に付けさせることにある。

学習活動の過程では、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の PDCA サイクルから学習指導の改善を進め、学習評価 (評価規準、評価の時期と目的、評価者など) から継続的・持続的に繰り返し修正を加え、授業の質と量の向上を図る。

全ての学習活動は、学習指導と学習支援、学習評価から立案することが重要である。

(2) 学習指導

学習指導の目的は、学習指導案から対象学年・クラスの学習状況や生徒の特性と学力実態を把握し学習目標の達成を目指すことにある。

学習指導では、様々な学習状況を想定し、教員の指導を視点におき、授業での使用教材を準備開発する教材研究とともに、効果的な指導方法として学習形態と学習支援のそれぞれを理解することが求められる。

教材研究は、教員の授業実践に必要な不可欠であり効果的な学習活動を行うため教材を開発または選択する大切な活動である。

前述の学習活動から、PDCA サイクルの下、修正から改善を繰り返すことで、学習母

体のクラス集団や生徒個々に優れた教材を提供することができる。

教材には、分け方にもよるが一般に大きく教科書、問題集、自作プリント・プレゼン資料などを指す学習教材と PC、電卓、DVD などのツールを指す教具がある。

教材の提供では、次の点を確認する。

第 1 に、科目の学習目標や内容を把握し、学級や学年、生徒一人一人の学力実態から提供する学習教材は適切か、使用する教具の数量や配置は適切か、学習評価に繋がる教材としては適切か、があげられる。

第 2 に、学習形態と学習支援について効果的な指導方法として取捨選択できているかである。

学習形態には、大きく一斉・個別・グループ・習熟度別・プロジェクト・協働学習などがある。例えば、各科目の特性や事前に把握している学習集団に対するメリット・デメリットを考慮し、最も効果的な学習形態を選択することとなる。

学習支援の目的には、本時で提供する教材、学習方法、学習形態、ICT 環境などを適宜適切に選択し学習効果と成果の向上を図ることにある。

学習支援では、授業者である教員の主導による選択が効果的な学習指導に繋がる。

主な支援には、教員主導の教示や発問、グループ活動、プレゼン表現 (発表)、誘導 (質問・意見・肯定)、説明、評価規準の提示 (自己・他者・相互評価) などがあげられる。

学習指導は、学習形態と学習支援との最善な組合せにより、生徒の理解度を高める有為な授業実践となる。

商業科教育法の履修学生には、学習集団の参加姿勢や学力状況を踏まえた上で、一斉と個別学習で発問 (声かけ) から使い分けること、討論 (ディベート) とプレゼン発表でも、グループ学習 (プロジェクトチーム) と協働学習などの学習形態の組み合わせか

ら学習効果を図れることを理解させる。さらに、効果的な選択により教員の実践的指導力の向上、生徒には主体的に学習への興味・関心を深め学力の定着に繋がるよう学習指導を学ぶ上での指導目標とする。

新型コロナウイルス（COVID-19）によるパンデミックで対面・集合授業の実施は、困難な状況となっている（2021年7月現在）。

新たな学習指導法の模索の中、オンライン授業（リモート授業）用の動画作成や予習・復習用教材と適切な問題作成等が急がれている。

次に、新要領による学習指導では、学習指導案から授業全体をデザインし、教材研究から適切な学習教材と教具を準備することがさらに求められている。

授業展開では、最善な学習形態や学習支援の組み合わせから授業実践する。授業後は、学習評価から授業改善を進めることが求められる。

(3) 学習評価

一連の学習活動後は、「指導と評価の一体化」の観点から学習評価を実施する。

新要領に示す学習目標に準拠し、その実現状況を見て、観点別評価から適切な評定の実施が求められている。

文科省は、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」の中で、学習評価の基本的な考え方として「子供たちの学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子供たち自身が自らの学びに振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、学習評価の在り方が極めて重要」と記述している（2019a, p.3）。

また、カリキュラム・マネジメントの一環として「指導と評価の一体化」についても、「学習指導と学習評価は学校教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る『カリキュラム・マネジメント』の中核的な役割を

担っている」と記述している（同掲書, p.3）。

今後も、新要領における学習評価に関連する研究は重要となる。加えて、商業科教育法での観点別評価の研究では、新要領解説総則編並びに文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター「学習評価の在り方ハンドブック（高等学校編）」（以下、「ハンドブック」という。）も講義資料としたい。

(4) 観点別評価の理解と活用

ハンドブックでは、観点別評価について「各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるものです」（2019, p.8）としている。

現要領では、学力の三要素を踏まえ、観点ごとに三段階（A・B・C）で評価している。

観点別評価を下に、学期ごとや年度末で総括的な学習状況を示すため、主に5段階の評定を実施している。あわせて、観点別評価をどのように評定に総括するかは、各学校の裁量となっている。

新要領の改訂から、目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再構築されたことを踏まえ、観点別学習状況の評価の観点の整理については、表5のように整理まとめられた（文科省 2020, p.18）。

表5 観点別学習状況の評価の観点の整理

【現行】	【新要領】
関心・意欲・態度	知識・技能
思考・判断・表現	思考・判断・表現
技能	主体的に学習に取り組む態度
知識・理解	

出典：文部科学省初等中等教育局教育課程課

高校では、新要領で編成した教育課程による観点別評価規準は、2022（令和4）年度から年次進行で実施されることから、2020（令和2）年度に作成し、2021（令和3）

年度に各教科・科目のシラバスをとおして受検生にも周知し説明がされることが想定される。

教職課程の講義では、各校の教育課程とともに観点別評価規準も含めた学習評価を資料として比較検討させたい。

さらに、カリキュラム・マネジメントの指導からも、「指導と評価の一体化」の位置付けとして学ぶ上で良質の教材となる。

履修学生は、教育実習前に商業科教育法の演習資料(表6~8)や教育実習校の資料を活用し、観点別評価に理解を深めることで各科目の学習指導案や教材の作成に繋げることができる(表6~7:文科省2016資料2-1・2を参考に作成,表8:同掲書2-1,p.1)。

今後も、観点別評価については教職課程の重要な研究分野である。

表6 評価規準の評価値作成手順例

評価者は、生徒の提出物から何点か抽出する
複数の評価者が、事前に決めた観点別で抽出した提出物を評価する
評価者間で、観点別の各評価値の確認と決定について共通理解を図る
評価者間で、観点別の各評価値に共通する内容を集約し決定する
評価者は、学習単元毎に観点別の評価値を確定する

*文科省(2016)資料2-2, p.11~16を参考に作成した。

表7 評価規準表(フレーム例)

(新要領による学習単元ごとの評価規準表)

学習単元\観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
学習単元毎 (評価規準)			
学習活動毎 (具体的な評価基準)			

*文科省(2016)資料2-1, p.1を参考に作成した。

表8 評価規準表等の記入例

(各教科等の評価の観点のイメージ)

各観点の趣旨のイメージ	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
具体的な記述については、各教科等の特質を踏まえて検討	例)〇〇を理解している/ 〇〇の知識を身に付けている/ 〇〇することができる/ 〇〇の技能を見身に付けている	例)各教科の特質に応じ育まれる見方や考え方をを用いて探求することを通じて、考えたり判断したり表現したりしている	例)主体的に知識・技能を身に付けたり、思考・判断・表現をしようとしていたりしている

出典:文部科学省初等中等教育局教育課程課

学校の教育活動は、教育関連法令や学習指導要領等に基づいて、教育方針や生徒の実態などを踏まえ編成した教育課程から、各教科・科目の学習指導計画によって授業展開される。教員は、日々の授業展開から生徒の学習到達状況を把握し、授業評価結果などから学習指導の改善に繋げる。

学校全体では、学習時期や集団構成を踏まえ学習指導計画や教育課程の改善に生かし、教育の質と量の向上を目指している。

このことから、「指導と評価の一体化」への理解を深める指導法の研究は推進する必要がある。

4-2 実践的な教科指導と授業改善

論述を進めていくにあたって、一般的に「学習指導」と「教科指導」は同意語として用いられるが、本稿では、学習指導は全教科の学習の指導の総称とし、教科指導は教科「商業」の学習の指導として取り扱うことを断っておく。

また、指導内容では、教科「商業」の各科目の指導方法を論じるのではなく、教科全体の指導方法を考察する。

(1)教科「商業」の教科指導の在り方

商業科教育法を学ぶ学生には、新要領の趣旨を踏まえ学び続ける商業科教員として、常に実学を視野に入れ高い専門性と実践的指導力を有した教科指導力と授業改善、教材開発に取り組む教師力の向上を求めたい。

教科指導の目的は、授業をとおして学力を定着させ形成することと捉えている。

学力形成は、学習指導要領が基準となるが、文科省は、学習指導要領について、次のように記述している(文科省2011, p.1)。

「学習指導要領とは」、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程(カリキュラム)の基準です。およそ10年に1度、

改訂しています。子供たちの教科書や時間割は、これを基に作られています。学習指導要領においては、教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数の取扱いなどを「総則」で定めるとともに、各教科等のそれぞれについて、目標、内容、内容の取扱いを大まかに規定しています。戦後すぐに試案として作られましたが、現在のような大臣告示の形で定められたのは1958（昭和33）年のことであり、それ以来、ほぼ10年毎に改訂されてきました。

このことから、2017（平成29）年3月に告示された学習指導要領は、戦後9度目の改訂となる。

学習指導要領改訂後のスケジュールでは、幼稚園は2018（平成30）年度から、小学校は移行期間を経て2020（令和2）年、中学校は小学校の1年遅れで2021（令和3）年に全面実施となった。高等学校のスケジュールは、前述したとおりである。

振り返ると現要領は、その改訂から約10年を経過したことになる。

その間に、学校や生徒を取り巻く社会情勢や生活環境が急激に変化し、対応する諸課題も複雑化・困難化し、解決は、学校の創意工夫だけで改善することは難しいと考えられるようになった。

新要領解説商業編の第1章総説に、「今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される」（2019c, p.1）と記載がある。

新要領を学ぶ子供たちは、早ければ2025（令和7）年4月から、新しい時代を創造する人材として厳しい挑戦の時代に乗り出していくことになる。

これからの教員には、新しい時代や社会の変化を展望した新要領の各教科科目の目

標と指導法を踏まえ「適切な教科指導力」を発揮し、生徒に身に付けさせたい学力の形成から有為な人材育成へと成長させていくという職責を果たすことが求められる。

「適切な教科指導力」とは、個に応じた指導法を選択できる力である。

特に、高校で初めて専門教科を学ぶ生徒には、教科・科目の学習段階をとおして主体的に学ぶことの魅力に気づかせることが大切である。加えて、学習への動機づけとして課題や問題の発見・解決の一連の学習活動から、達成感などを実感させていくことが必要である。

とりわけ実社会で求められる人材としては、コミュニケーション能力や実務経験、専門知識・技能とともに思考力・判断力・表現力などが強く求められている。

教科「商業」の学習内容は、新しい時代や社会の変化に対応した実学の教科、科目である。

各科目の学習内容によっては、解答する数字や漢字などに誤りなく、早く正解を求める技能やルールを習得する科目や社会的に認められる高度な資格取得と検定合格を目指す科目もある。加えて、自ら課題を見つけ主体的に問題解決するための科目もある。

商業科教員として専門性の高い教科指導力を発揮するためには、生徒の知識・技能の習得を目指すとともに、思考力・判断力・表現力を培い主体的に学ぶ態度を育成するために、授業改善や教材開発に日々研修に励むことが求められる。

(2) 新要領が目指す授業改善への意識改革

次に、新要領解説商業編からの商業科教育法で学ぶ授業改善について考察する。

文科省は、新要領総則の中で「学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている」と記述している（2019b, p.118）。

しかし、教職課程の履修学生にとっては、

急激に変化する時代に対応した授業方法や授業改善について、先取りしていくことは難しいことである。

商業科教育法における教科指導上の課題としては、履修学生が高校時代に受けてきた授業観や指導観などの意識改革を求めていくことが重要である。

商業科教員を目指す学生の中には、現要領で学んだことから、授業展開では教師主導の指導スタイルを強くイメージし、影響を受けた教師像を指導手本とする場合が多く見られる。旧態依然とした教師主導の指導方法では、新要領教科「商業」の目標や指導内容からは少なからず乖離が生じる。

早期対応として、教職課程の講義・演習から履修学生の意識改革を図るため、学習指導計画立案から習得型の授業と探究型の授業をバランス良く取り入れるよう授業改善を推進するように強く指導する。

模擬授業でも、役割演技(ロールプレイング)やグループ討議、事例研究、現地調査(フィールドワーク)などを、新要領の趣旨を踏まえた授業方法として積極的に取り入れなければならない。

加えて、コロナ禍のような場合において効果的な指導方法となる遠隔授業(リモート授業)の検証と授業展開、教材作成、チーム・ティーチング(共同授業:以下、TT)、高大連携事業や他教科・科目との連携授業の実践例を調査研究するなど授業改善から教科指導力の向上も求められている。

学び続ける商業科教員の養成の観点からは、教師には生徒を主役とした学習活動全体や授業展開をデザインしプロデュースする実践的指導力を培うことを求めたい。

具体的には、生徒が主体的に活動するために事態の把握と観察、情報収集、科学的な仮説、解決策の立案、対外的関連的な市場(意識)調査、実験・実習からの検証、研究結果の整理まとめ、チーム内や他者との討

論(debate)、研究成果の発表まで念頭に置いて全体をプロデュースする。

さらに、地域活性化や社会貢献を見据えインターンシップ事業に特色を出し、大学や企業との連携からアントレプレナーシップ教育にも触れ、実学の授業展開としたい。

これら新たな学習活動や授業実践から影響を受けた生徒は、厳しい挑戦の時代を乗り越えるため自ら主体的に取り組む実践力を培うことができると捉えている。

(3) 学習意欲を高める授業展開

授業展開では、導入時が一番重要と捉えている。教科「商業」の授業では、PC、電卓などの教具を使用する科目が多い。これら教具を使用する授業展開では、生徒の学習を支える動機付けとして効果がある。

しかし、授業展開で、正確に早く打つ技術習得やソフト操作に熟練させ上達を目指す使用では、単に丸暗記や学習量を求める結果重視の学習法と変わらないと言える。

新要領にある学力の形成のためには、最善の学習教材と教具を提供するとともに、学習意欲を高める授業展開も商業科教育法で学ぶ授業改善の研究分野と捉えている。

教師が授業展開を構築する上での目標は、生徒の学習意欲を高め、学習内容の理解と達成感の形成を目指すことにある。

しかし、生徒の中には、学習への積極的参加を示さない者も多く見られる。そもそも生徒の学習意欲欠如には、無気力の形成過程がある。無気力の形成過程には、一生懸命やっても失敗(理解と習得ができない)の連続で、期待した結果(成績が下がる)が出ない、だから自己完結(無駄な努力はしない)し、学習活動を停止(無気力)するといった学習歴があるのではないだろうか。

その解決の糸口として、学習意欲を高める授業展開を、次の手順で進めたい。

第1に、学習単元に小目標を設定する。内容は、生徒に成功率(理解)の上昇と成功体

験(達成感)をわかりやすく得られる小目標を提示し決定させる。第2に,学習活動を評価する。内容は,小目標の達成や成功を認め激励する。第3に,評価を可視化する。内容は,学習活動から得た知識や学習意欲の変化を正当に評価する。第4に,達成に向けた努力を認知させる。内容は,自らの行動で努力した結果を焦点化させて,次の成功に繋げる要因とさせる。

次に,講義で実学教材を取り入れる一例として,松村真宏氏著『「仕掛学」人を動かすアイデアの作り方』などを,学習意欲を高め課題解決力を育成するための授業改善に活用したい。

実学教材の活用効果として,課題解決の実践例や成功例から学生の意識改革と発想の転換も図られ,改善への着眼点からも自ら興味や関心を抱き学習意欲を喚起させる思考への視点を改めるなどが期待できる。

今後も授業改善の講義において,新たな視点から多くの名著を実学教材として取り入れることは,学習意欲を高める指導法の研究を進めることに繋がると考える。

(4) 教員間の協働体制の重要性

新要領を指導する商業科教員にとって,実践的指導力を高めることは急務である。

現要領でも,社会の急激な変化からの自ら興味関心を抱いた課題を発見し,情報を収集・分析・まとめ・発表まで授業全体をデザインする学習方法は取り入れられてきた。

しかし,新要領改訂後の教科「商業」の目標や指導内容を,教員間で共有・共通認識し,新たな教科指導からの授業改善や教材開発への協働体制を確立するには少し時間がかかると捉えている。

新たな思考で教科指導を進める時は,自分の意図とは別に他教員に誤解されやすいものである。解決には,事前に指導法と教材開発等の情報共有を図り教員間の意思疎通を強めると共通理解から効果的な教科指導

を進めることが期待できる。

教員間の協働体制を構築する講義では,履修学生を教育実習の前年度までに出身校への学校訪問や授業参観を求めたい。訪問実習の機会を増やすことは,数多く先輩教師の実働を見聞できることや職場内コミュニケーションについて経験値を高めることができる。

次に,講義でも教科会議から職員会議等の様々な会議を想定して実践発表をする。

設定内容には,学級経営(学級通信作成方法・個別面接指導他),各種学校行事の立案から事後整理まで集約する議案書策定などの機会を多く設定する。商業科教員としては,採用後も臆することなく閉鎖的・閉塞的な授業展開を改めるために定期的な教科研究会開催の立案,科目別研修会での実践成果発表を想定し,相互交流や意見交換を方法を学び授業改善を進める主体性を持った模擬実践推進する。履修学生にとって,早期に職場内コミュニケーションを構築する場面を想定し学ぶことでスキルアップに繋がる。

履修学生には,効果的な教科指導を進めることは教育の質の向上に繋がると理解させた上で,教員間の共通理解と協働体制の構築は重要な観点であることを模擬実践からも認識させたい。

4-3 変容する生徒指導への理解

文科省は,生徒指導の意義について「生徒指導提要」の冒頭に,次のように記載している(文科省 2010, p.1)。

生徒指導とは,一人一人の児童生徒の人格を尊重し,個性の伸長を図りながら,社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち,生徒指導は,すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに,学校生活がすべ

ての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

学校現場では、学習指導と生徒指導は教育の両輪である。片方が突出していても、人間性豊かな実践的指導力を有する教員といたいがたい。生徒指導で、生徒と教員が相互に信頼関係を築けていると教科指導力の向上にも繋がるものである。

教員には、この両方に優れた実践的指導力が求められるのである。

近年、生徒たちの事件・事故に遭遇する事案は、著しく変容している。生徒たちは、発達段階で個々に悩みや問題を抱えながら、その時代の社会情勢や生活環境に振り回されながら教育問題に直面しているというのが実態である。古くは、校内暴力や学級崩壊があり、今もいじめ、不登校問題、非行事故などを成長過程で実体験し抜本的な解決策を見つけられず苦悩している状況であるとの見方が、学校現場で共感されるだろう。

直近では、インターネット環境が整い携帯・スマートフォンによる SNS 関連の事件・事故も複雑化し、子供たちを巻き込む大きな社会問題としても取り上げられている。

指導する学校や教員の両肩に、直面する課題や問題に即効性のある対策は見つからず、解決への責任が重くのしかかる。

以前の生徒の事件・事故では、先輩教員の経験知や経験則をとおして、教員主導で解決に至る場面も多くあったが、急激に変化する社会において、多様化・複雑化した諸問題には、学校の指導方針や教員の経験だけでは解決まで対処できないケースが増えてきている。

そのような状況下でも、問題解決を誤ると学校不信や指導力不足教員との評価を、社会から厳しく受ける場合もある。同時に、課題解決が長期化すると担当教員のメンタルにも悪影響を及ぼすなど、休職に追い込まれる教員の増加も課題となっている。

現在は、多くの学校で早期対応・早期解決に向け委員会を組織するなど、協働体制で生徒、保護者、地域関係者、教員間と健全で良好なコミュニケーションを図り、丁寧な説明責任から適切な指導計画のもとでスピード感を持った生徒指導が進められている。

さらに、公的専門機関（児童相談所や警察など）とも、直ぐに情報共有と相談体制を組むことのできる環境にもある。

講義では、効果的な教科指導とともに、信頼関係に基づいた生徒指導を実践する場面指導をテーマ別に設けることも必要である。

(1) 問題行動への即応と対応

学校生活では、生徒たちの事件・事故に係わる事案は被害や加害に問わず多種多様に発生する。商業科教育法では、生徒指導について深く触れる時間は少ないので、学校組織と生徒個々の事案に対する即応と対応について講義を行うことになる。

学校組織として対応する事案では、緊急時、管理職（校長、副校長、教頭、主幹教諭）と教育委員会、公的専門機関（児童相談所や警察など）で連絡調整し各対策を立て組織全体で即時対応する流れとなる。

学校対応では、事案の正しい情報収集・情報分析から初動対処と、スピード感をもって最善の解決にあたる。校内指示では、事案の事実確認から、小事大事に係わらず拡大を抑えた対策を検討して即応・対応力を高めた最適な指導体制を組み、最善な人材を配置して対応することになる。

なお、緊急災害時や疾病未然防止などで、集団指導を行う場合も同様と捉えている。

主な実施内容では、未然防止対策、即時対

応と解決策の提示, 短期・長期指導計画の立案と実施, 事後指導に関する丁寧な説明責任と意見集約, 再発防止策の提案から学校組織として解決に向けて適切に進める。

次に, 生徒個人の生活規範違反や触法行為に対応する事案では, 生徒指導部, 学年, 担任による事情聴取で事実確認をまとめ管理職に報告をして事案解決への指導方針を協議し, 職員会議を経て, 保護者に説明し具体的に適切な指導を行う流れとなる。

指導方針の決定では, 社会の急激な変化や家庭環境, 生育状況, 対人関係など様々な要因も把握する。また, 学校の安全・安心の教育環境の提供では, 早期発見, 未然防止, 即時対応, 拡大防止, 事後対応とともに生徒へのケア, 関心, 寄り添いなど具体的な指導案を検討し, 早期に適切に対応する。

指導教員は, 当該生徒の学校生活態度(学習成績, 友人関係, 部活動など)とともに, 家庭環境(生育過程, 放課後の行動など)も把握し, 最善で最適な指導計画を熟考する。直接的な指導では, 懲罰的で短期的な一方通行の説諭ではなく, 事後指導の継続から積極的に生徒との対話を増やすことが重視される。事案によっては, 生徒と保護者に対する外部関係機関によるカウンセリング指導や家庭支援なども有効活用し指導方針に入れる。

指導教員として生徒指導への即応と対応において, 次の2点を指導基本としたい。

第1に, 事案解決に向けて, 最良の意思決定のプロセスを身に付けているか。

第2に, 意思決定では, 期待した解決成果が得られると判断しているか。

指導上で悩んだ時の意思決定では, 次の対処手順をとる。①生徒のためになっているか(守れるか)。②学校が安全・安心の場となっているか。③生徒, 保護者, 地域関係者, 教職員との理解と協調は得られる指導となっているか。生徒を守る時は, 議論に終

始してしまい何もやらないことになるならば, 速やかに対応する方が良い時もある。

指導方針の決定では, 当事者対応と学校対応の二つの方向性から考えることになる。

特に当事者対応では, 生徒と保護者に被害者的な感情もあると理解した上で, 指導方針を受け入れてもらえるように説明責任を果たすことが求められる。

当事者の被害者的な感情の強まりは, 指導中や事後の解決に不信感や不公平感を持つなど, 時として解決の大きな障害となる。

指導に入る前は, 本人と保護者同席の上, 事実関係の確認報告及び指導内容, 事後指導も丁寧に説明し, 疑問や不信, 不安を拭う対話の場をしっかりと持つことにより対処することができる。

また, 生徒指導事案によっては, 学校の指導上できることと, できないことを事前に明確に説明・確認し保護者の同意と協調を得る相互理解を深めていくことを前提としなければならない。

(2) 実践的指導力を向上させる模擬演習

限られた時間ではあるが, 商業科教育法で学ぶ学生に生徒指導問題を演習テーマとして取り上げ, 解決に向けたグループ学習で解決までのシミュレーションする事例研究が有効である。また, 在学時からセルフヘルプ活動としてピアサポートや教育相談への関心を深め一定のスキルを身に付けることや, 生徒指導関係の講習会や教育相談, カウンセリング研修会に積極的に参加し, 教育問題の解決にあたる傾聴力を高めることを求めたい。

生徒が問題行動をとる一要因には, 学業不振もある。入学後の学習活動では, 全ての教科・科目のスタートが大切である。生徒が, 基礎学力不足から学習のスタートでつまずくと, 学習の理解度が低下し授業への不満や不安から言動に落ち着きがなくなる。

学業不振者の対応では, 丁寧な個別指導

や TT 指導などから身近な小目標を達成させることで、学習を支える動機付けから学習意欲の喚起を促すことが目標となる。

教科「商業」では、高校で初めて商業科目を学習することから、学習のスタートでは生徒の基礎学力の把握から、適切で最善な教科指導を講じなければならない。

同時に、生徒指導では、早期のカウンセリングによる生徒理解から個に応じた指導を進めることも重要である。

次に、生徒指導では、確固たる実践的指導力を発揮するため法令遵守がある。

特に全体・個別指導において、生活全般の規範ルールの周知徹底から、その判断基準となる法的根拠を示すことが求められる。

教員として、生徒を守り、学校や教員たる自分を守る関係法規に精通し、毅然とした誠意ある言動と豊かな人間性で指導にあたるには法令遵守が基本となる。

未だに教員による体罰から、生徒の人格を著しく否定する暴力行為が散見される。

体罰禁止は、学校教育法 11 条に児童生徒の懲戒・体罰等に規定されている。

教員として、一時的な怒りの感情を理由にして、他人の人格を否定する体罰行為は絶対に許されない。

教員として不祥事を起こさないためには、模擬演習でも体罰事案を取り上げ、関係法令遵守とともに、原因究明から解決までの対処方法と未然防止を学ぶことが有効である。

関連した対処法では、学生自身の性格分析結果も利用し、一時的な感情を抑制しコントロールする方法の発表機会やアンガーマネジメント講座、教育相談講習などを受講させるなど、精神面からも実践的指導力の向上を推進させたい。

4-4 教育図書等の選択と有効活用

ここでは、商業科教育法で使用する教育

図書教材から講義・演習での有効活用を考察する。商業科教育法で学んだ内容は、知識として定着させることも重要であるが、日々の学習指導や生徒指導に実践的に活用できるレベルまで高めなければならない。

商業科教育法の講義・演習では、教科「商業」に関する教育図書(表 9)を基本教材とし他の教育図書と教育関連資料(表 10)は、単元ごとに提示する。

実践的な活用例として、履修学生に教育に関する法律図書や新要領、同解説商業編を丸暗記させることではなく、各科目の教材開発や生徒指導マニュアル作成などに採用後に有効活用できる内容とする。

商業科教育法で使用する主な教材として、教育図書と教育関連参考資料をそれぞれ表 9 と表 10 にまとめた。

教育関連参考資料も、適切な時期と配当時間で使用し、主体的に実践資料の作成に取り組みさせる。関連して、文科省中学校学習指導要領(平成 29 年度告示)解説社会編(2018b)と同(平成 29 年度告示)解説技術・家庭編(2018c)に、商業に関する学習分野の掲載もあることから、単元学習指導案や使用教材に関する調査研究や授業参観も進めたい。

シラバスについては、授業概要・課題(試験やレポート)・成績評価の方法と基準なども簡潔に明記する。

表 9 主な使用教育図書

著作	発行日	書名	発行所
日本商業教育学会	2019	「商業科教育論」 21世紀の商業教育を創造する	実教出版
文部科学省	2018	高等学校学習指導要領 (平成30年告示)解説総則編	学校図書
文部科学省	2018	高等学校学習指導要領 (平成30年告示)解説商業編	学校図書
文部科学省	2017	中学校学習指導要領 (平成29年告示)	学校図書
松村真宏	2016	仕掛学 人を動かすアイデアのつくり方	東洋経済新報社

表 10 教育関連参考資料

使用領域	使用資料	引用・参考先
教科指導	教育課程，学習指導案，授業評価シート，ポートフォリオ作成シート，シラバス，年間指導計画，教科別観点別評価規準表，評価・評定規定，校内規定集，各学校HP	教育実習先並びに出身高等学校等
生徒指導	面接記録票（個人・三者等），教育相談面接票，学校経営，学校・学級通信，学校年間行事予定表，校内規定集，各学校HP	同上
教育実習	実習先執務就業規則，新採用教員手引，教育実習ノート，	同上
共通	教育法規関係（教育基本法・学校教育法等），特別支援教育関連，危機管理マニュアル，文部科学省・道教委HP・新聞記事（教育関連記事：生徒の顕著な教育活動，商業教育に係わる報道等，時事問題他），教員採用関係資料（応募書類・実施要項他）	教育関係機関他

4-5 教職課程履修への効果的な指導

(1) ガイダンス機能の充実

教職課程の履修学生には，ガイダンスの全体指導で教科別免許状取得要件として学位と教職課程における単位修得で授与されることから伝える。

教職課程の履修では，①教科に関する科目（高：20 単位以上），②教職に関する科目は，「教職の意義」「教育の基礎理論」「教育課程及び指導法」「生徒指導，教育相談及び進路指導」「教育実習」「教職実践演習」（高：23 単位以上），③教科又は教職に関する科目（①②から選択。高：16 単位以上），その他必修科目に，「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」（各 2 単位）（単位数は 1 種免許状の場合）の科目概要と履修年次なども説明する。

次に，ガイダンスでの全体指導と教科別免許状指導の主な項目をあげる。

全体指導では，教職の意義や目的，履修に関する学内規定や履修手続きの他，教科別免許状の取得や教員採用試験に向けて丁寧に説明し周知することが必要である。

主な項目は，教職の目的，学科別に取得可

能な免許状種類，学内の教職課程規定・規則，履修要件（卒業要件，教職課程単位数，教育実習，免許状申請方法他），教員養成状況（教科別履修生数・免許状取得状況，教員採用者数等），カリキュラム関係（免許状別開講科目と単位数，授業内容，年間スケジュール他），都道府県別教員採用条件や状況を説明し具体的な資料を提示する。特に全体指導では，目標達成までの履修内容とともに，教科別免許状取得や教員採用状況の数値実績を明確に示すことが必要である。例えば教員採用に関する情報収集と開示から，地区別・教科別の採用試験対策と傾向を提示することが重要である。

教科別免許状指導では，全体指導を踏まえて履修学生の履修手続きや免許状申請方法，教育実習の事前・事後指導，採用試験対策講座，個別の進路相談など多様なニーズに応えることとなる。

主な項目は，履修に関する不安や不満解消の面談指導，各教科科目に関する教科指導と教材開発の添削や助言，在学時に先輩教員や高校生との対話会開催，積極的に各校種間への学校訪問や授業参観，教職課程以外でもボランティア活動へ参加，外部教育関係講演会の参加を提唱するなど適切な資料を提示する。

履修学生にとって，多くの機会を経験を深めることは，教員志望への意欲向上や実践的指導力の育成に繋がる。さらに，教員採用試験対策とともに教員採用後の指導力の発揮に必要と重ねて指導する。

これら教職課程のガイダンス機能の充実と履修後の手厚い継続指導から，履修学生と教員志願者数の増加対策に繋げたい。

(2) キャリア教育の視点からの指導

教職課程履修学生は，将来，教職に就くことを目標としている。

しかし，最近の傾向では，履修学生の就業意識も変容し，当初から免許状取得が目的

で本選考を辞退する者も多く見られる。

また、本選考を目指す者でも、採用登録発表が10月以降であることや採用勤務地域や勤務条件、学校規模などの決定が3月頃となることから、採用登録や勤務条件を不安要素としてあげている。その結果、履修学生の目的意識の変化や採用時期などの不安から、履修継続や教員採用への意欲を失い、教職以外の早期内定先を選択する状況も見られる。

大学の使命としては、教職課程履修学生数の増加に向け学修プログラムに力を入れ、実践的指導力を有する教員を数多く養成することと捉えている。

今後の学生数減少期を控え、履修選択者のために教職課程の核となるガイダンス機能の充実とともに、教科別免許状指導でも担任制ゼミによるきめ細かく効果的な個別指導を継続的に実施するなど学年別対策を構築する。具体的には、在学中に個に応じた就職サポートシステムを提案し就職活動の充実を伝える。

教員採用後の支援でも、実践的指導力のスキルアップ講座の開講、リカレント教育の促進から大学院への進学相談窓口設置と運営など継続指導を提案する。

キャリア教育の視点から履修学生に対する指導体制の充実を図ることは、教職への期待感や達成感に繋がる。即ち、優秀で人間性豊かな実践的指導力のある商業科教員の養成を促進することにもなる。

(3)教育実習と教職実践演習

教職課程の履修において、教職に関する科目の中で教育実習と教職実践演習は、集大成の科目と捉えている。

教職に関する両科目の位置付けについては、文科省の「教員養成及び免許制度に関する基礎資料(参考資料5)」に「教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適正進路を考える貴重な機会

であり、教員免許状取得には大学において教育実習の科目を修得することが必要となっている」とある(2015, p.18)。

高等学校免許状取得については、教育実習の必要単位数は3単位(事前事後指導1単位含む)、期間は2週間程度となっている。

なお、教育実習を長期化する際の留意点について、「①他の分野の履修機会を狭める(特に中高課程においては専門分野を学ぶ時間も多く必要)。②就職活動に影響を及ぼし、進路選択の機会を狭める可能性がある」と指摘している(同掲書, p.18)。

2010(平成22)年度導入の教職実践演習については、「大学における教職課程の中で、学生がこれまで学修した授業科目や様々な活動が、教員として最小限度必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて確認するための授業科目」と示されている(同掲書, p.18)。

授業方法は、「講義だけでなく、例えば教室での役割演技(ロールプレイング)やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会との協力により、実務実習や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を期待されている」との記述がある(同掲書, p.18)。

高等学校免許状取得については、教職実践演習の必要単位数は2単位、主に4年次後期での開講となっている。

なお、両科目は研究する領域で重複する分野が多く、内容を選別するなど学修の効果を図る必要がある。

次に、教育実習の実践的な指導内容とともに、履修学生が抱える課題を探る。

教育実習の当初オリエンテーションでは、履修学生に対する事前、実習先、事後の継続指導の観点から、個人のスケジュール作成と外部調整も含め、自主管理を求める。

具体的な展開では、教育実習の履修手続き、実習先決定、実習終了まで多方面にわた

る内容を周知徹底する。各分野の指導ポイントは、次のとおりである。

履修手続きでは、大学規定の遵守と期日厳守など基本的なルール説明が主となる。

教育実習先の選定と決定では、依頼手順から礼儀マナーまできめ細かい指導となる。

履修学生にとっては、実習先決定が大きな課題となる。多くは、出身校へ依頼し承諾をいただけるが、普通高校出身者は、個人で専門教科の実習先選定から決定までは、非常に難しいことから相談対象となる。

解決方法は、高校の恩師や教科別免許状担当教員への相談、他に大学から高大連携先の高校へ受入依頼の対策をとる。

受入高校では、概ね教育実習1～2年前から申込を受け付けている。集約後、事前選考から個別に面接を実施し受入決定に至る。

決定後は、受入校と学生で実施担当科目や担当学年・クラス、部活動を決定し、他に執務規定や遵守事項とともに、期間中に知り得た情報への守秘義務や服務規律保持の誓約書提出も求められる場合もある。

事前指導では、学生に教職に就く心構えや服務規律の保持とともに、実習教科科目の学習指導案、授業用教材、授業評価シート等を事前に作成させ、実習先指導教員の執務負担軽減に配慮するように準備を進めさせる。他に学生が、教育実習中に不注意に起こした事案や体調不良時の連絡対応法などQ&A資料を提示する。

実習中は、軽微でも責任重大となり自己管理と自己責任で対応することを確認の上、指導を徹底する。特に、実習先指導教員の指示の下、全てに自己判断せず「報連相」から速やかな言動で対処する姿勢が重要と説く。執務時間の厳守でも、実習先の働き方改革方針に従うなど運用を確認させ遂行させる。

事後指導では、実習日誌、実習成果報告書、終了報告会の関係資料作成、免許状申請手続など教職課程全体を見据えた集約の指

導となる。同時進行で、教員採用試験への準備と対策講座受講を働きかけることになる。

次に、履修学生が実践的指導力の基礎と基本を有して教育実習に臨むためには、教職課程の履修当初から教育実習まで研究領域別に課題テーマを設定する。課題には、適切な時期の各教職科目で繰り返し取り組ませ、分野別に指導法を探り解決策をまとめておくことが求められる。

課題の提示については、年次や時期も含め講義内容の進捗状況によって適切に行い、教育実習や採用時に使用できるように添削指導と助言する。

教材資料として、研究領域別課題テーマは、表11にまとめた。

表11 研究領域別課題テーマ

講義等課題領域	必・選	領域別課題テーマ	選択・集約方法等
教育法令・教育記事関係	◎	新要領総則、同解説商業編要約	レポート形式(枚数指定)
	◎	教育関連法令の集約・要約	レポート形式(枚数指定)
	○	教育関連の新聞記事要約と解説	記事自由・要約書式ルム
教科・科目関係(教科指導)	◎	学習指導案作成と記入書式研究	教育実習先・出身校参考他
	◎	観点別評価規準の作成と検証	科目自由、自作又は教育実習先
	◎	授業評価シート作成と集約、分析	科目自由、自作又は教育実習先
	◎	科目シラバス作成と検証	科目自由、自作又は教育実習先
	◎	教育課程表の検証と分析	教育実習先・出身校参考他
	○	教材開発①(授業用プリント作成)	科目と単元自由、通年課題
	○	教材開発②(授業用P.P作成)	科目と単元自由、通年課題
学級・面談関係(生徒指導)	○	学級通信・教科通信作成	実習先想定・科目自由、
	◎	教育相談関係書籍選定と要約解説	書籍自由・書式・枚数指定、発表
	◎	カウンセリング関係書籍選定と要約解説	書籍自由・書式・枚数指定、発表
	○	特別新教育関連調査まとめ	領域自由・書式・枚数指定、発表
	◎	危機管理マニュアル(道教委資料参照)集約	書式・枚数指定
	○	生徒・学校の事件事故事例の検証	口頭発表(面接)
	○	面談質問作成(個人・三者面談等)	質問事項確認とグループ検証
教育実習関係	◎	関連書類作成(応募書式・履歴書他)	大学・実習先書式使用
	◎	教育実習ノート記入と提出	大学書式
	◎	教育実習報告会資料作成	大学書式
	◎	礼状作成と自己評価まとめ	礼状自由・自己評価書式枚数指定
採用・服務関係(採用試験受験予定者)	○	採用試験スケジュール表作成	書式指定・記入後提出
	○	採用試験関係応募書類作成	地域別・教科別記入提出
	○	採用試験実施要項及び試験問題集約	自己管理(解答作成)
	○	採用試験対策(筆記自己採点・面接Q&A)	事前資料添削・事後報告書提出
	○	新採用教員用手引(道教委作成)講読と要約	単元毎集約後発表
○	服務規律関連法案集約と法令遵守講習	項目自由、防止策発表	

◎は必修 ○は個人選択

なお、提出形式フレーム・条件は、講義・演習時に教示する。

評価方法は、自己評価、相互評価、指導教員評価、他者評価を柔軟に適切に取り入れて行うこととする。

また、分野別の指導法や解決法を教育実習で活用する場合は、指導担当教員の指導を受けるとともに、学習指導案や授業評価シートなどの書式も整備されているかを事前に確認する必要がある。

5. おわりに

本稿では、大学教職課程科目「商業科教育法」について、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ講義内容を系統的に再構築し、実践的な教科指導力の基礎づくりに資する指導法について論考した。

論述では、道内教育関係の数値状況から、商業科教員に係わる現状把握をあきらかにするとともに、様々な課題や問題点を探り、その解決の方途や将来的な展望として整理した。

次に、教職を志す学生のために新要領の趣旨を踏まえた「指導と評価の一体化」への理解と実践の重要性、学習指導や生徒指導では教員の意識改革をとおして、新たな指導法を常に学び続ける重要性を提言した。

喫緊の課題では、教職課程を選択する学生数の増加を目指した対策と指導の在り方を検証し考察した。

しかし、現在の教育現場は、社会の急激な変化への適応とともに新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的流行から生活環境が一変し、その対応と対策に追われている状況にある。今後も社会の変化を予測することは、非常に難しい。最善な対策を選択・集中するには、学校教育を取り巻く情報を収集し分析・判断することが求められている。

あらためて、教職を志す学生のために、先進的で効果的な講義内容を精選し構築する必要がある。教員養成にあつては、生徒の

ために確かな学力を培い逞しく生き抜く力を育むとともに、安全で安心な教育環境の提供や、自ら健康を守る教育指導など、厳しい仕事を担っていく確固たる力量を持たせることが重要である。

商業科教育法では、実践的指導力を有する商業科教員を養成し輩出していくために、本稿内容から学習指導と生徒指導を基礎に、実践的な講義を研究していく。

参考文献

北海道高等学校長協会商業部会（2018a）

「北海道公立高等学校商業科目担当教員（校長・副校長・教頭・指導主事を除く）年齢別調査」。

北海道高等学校長協会商業部会（2018b）

「道内私立大学の教科『商業』高等学校教員免許状取得を目指す教職課程選択履修状況の聞き取り調査」。

北海道高等学校長協会商業部会（2018c）「北海道高等学校商業研究集会部会長報告」

北海道教育庁学校教育局高校教育課（2011～2020）「公立高等学校入学者選抜状況報告書」。

北海道教育庁学校教育局高校教育課（2020）「公立高等学校配置計画案」

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/>
（2021年2月21日アクセス）。

北海道教育庁教職員局教職員課（2016～2021）「北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査」。

松村真宏（2016）「仕掛学一人を動かすアイデアの作り方」東洋経済新報社。

文部科学省（2005）「『確かな学力』よくある質問と回答（F&Q）評価について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku/faq_c.htm#03（2021年2月2日アクセス）。

文部科学省（2010）「生徒指導提要」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sei

- toshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/04/27/1404008_01.pdf (2021年2月2日アクセス)。
- 文部科学省初等中等教育局教育課程課 (2011)「学習指導要領『生きる力』」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs (2021年5月21日アクセス)。
- 文部科学省初等中等教育局教職員課 (2015)「教員養成及び免許制度に関する基礎資料 (参考資料5)」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/_icsFiles/afieldfile/2017/08/02/1388611_08.pdf (2021年2月2日アクセス)。
- 文部科学省初等中等教育局教育課程課 (2016)「教育課程部会総則・評価特別部会 (第6回) 配付資料『資料2-1・2 学習評価の改善に関する今後の検討の方向性』」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/061/siryo/attach/1368844.htm (2021年2月2日アクセス)。
- 文部科学省 (2018a)「廃校施設等活用状況実態調査」
https://www.mext.go.jp/result_js.htm?q=%E5%BB%83%E6%A0%A1%E6%95%B0&search=x#resultstop (2021年2月2日アクセス)。
- 文部科学省 (2018b)「中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説社会編」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_003.pdf (2021年2月2日アクセス)。
- 文部科学省 (2018c)「中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説技術・家庭編」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_009.pdf (2021年2月2日アクセス)。
- 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 (2019a)「児童生徒の学習評価の在り方について (報告)」
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/04/17/1415602_1_1_1.pdf (2021年2月2日アクセス)。
- 文部科学省 (2019b)「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総則編 平成30年7月」
https://www.mext.go.jp/a_shotou/new-cs/1407074.htm (2021年2月2日アクセス)。
- 文部科学省 (2019c)「高等学校新学習指導要領(平成30年告示)解説 商業編平成30年7月」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1407074.htm (2021年2月2日アクセス)。
- 文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター (2019)「学習評価の在り方ハンドブック (高等学校編)」。
- 文部科学省初等中等教育局教育課程課 (2020)「新学習指導要領の全面実施と学習評価の改善について」
https://www.mext.go.jp/content/20201023_mxt_sigakugy_1420538_00002_004.pdf (2021年2月2日アクセス)。
- 文部科学省 (2020)「学校基本調査一令和2年度結果の概要一」(確定値:2020年12月25日引用)
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1419591_00003.htm (2021年2月2日アクセス)。
- 日本商業教育学会 (2019)「『商業科教育論』・21世紀の商業教育を創造する」実教出版。
- 全国商業高等学校長協会 (2019)「全商会報」第三百三十七号。